

# 令和7年度

## 渋谷区職員(技能V)募集案内

令和7年12月17日

渋 谷 区

### 1 採用職種及び採用予定数・勤務場所

職種(職務名)	採用予定人員	勤務場所	主な職務内容
技能V(自動車運転Ⅱ)	若干名	渋谷区清掃事務所 ※敷地内禁煙	ごみ収集作業等における運搬車両の運転業務

### 2 受験資格

次の要件をすべて満たす人が受験できます。

#### (1) 年齢等

国籍を問わず(※1)、平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人

#### (2) 資格等

自動車運転の免許を有する人(車両総重量が6t以上の自動車を運転できる免許を有する人に限る)(※2)

#### (3) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人(※3)

※1 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 A T免許のみの人は選考を受けることができません。

※3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

※4 現に渋谷区の常勤職員(任期付職員、臨時の任用職員、教育公務員を除く。)は選考を受けることができません。

### 3 採用予定年月日

令和8年4月1日

### 4 選考日程・内容

#### (1) 第一次選考

実施日	令和8年1月17日(土)
場所・集合時間 (予定)	受験票交付時に通知します。

選考方法	教養試験	択一試験 五肢択一 60分
	作文	課題式 800字程度 60分
合格発表	令和8年1月下旬（予定） 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。	

## （2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和8年2月上旬（予定）
場所・集合時間	第一次選考結果と併せて通知します。
選考方法	面接・体力測定(握力・背筋力)・実技試験(収集運搬車の運転操作)

## （3）最終合格発表

令和8年2月中旬（予定）

※第一次、第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※最終合格者に健康診断を実施します。

## 5 勤務条件等 ※令和7年12月1日現在

### （1）身分

渋谷区職員（地方公務員）

### （2）給与（地域手当含む）

20歳	約237,120円	30歳	約261,240円
-----	-----------	-----	-----------

- このほか、一定の基準により、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- 給与改定があった場合は、その定めるところによります。

### （3）勤務時間等

#### 勤務時間

午前7時10分から午後4時25分のうち、休憩時間を除き1日7時間45分勤務

#### 勤務日

原則として月曜日～土曜日

#### 休日

日曜日及び4週間につき4日

#### 年次有給休暇等

- 原則として1年度につき20日

- ・その他特別休暇（慶弔休暇、夏季休暇等）があり、それぞれについて日数が定められています。

### 【その他】

東京都職員共済組合等の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度を利用できます。

## 6 申込手続

### (1) 申込方法

申込期間	令和7年12月17日（水）から 令和8年 1月 8日（木）まで
申込方法	<p>渋谷区役所 HP 内の申込フォーム トップ&gt;区政情報&gt;採用・職員情報&gt;募集案内</p> <p>※志望理由を 200 字以上 300 字以下で記入していただきます。</p> <p><a href="https://ttzk.graffer.jp/ward-shibuya/smart-apply/apply-procedure-alias/ginou5-r7">https://ttzk.graffer.jp/ward-shibuya/smart-apply/apply-procedure-alias/ginou5-r7</a></p> 
問合せ先	渋谷区役所 総務部人事課人事係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1 9階 TEL (03) 3463-1379（直通）

### (2) 受験票の交付

令和8年1月15日（木）までに、申込時に記入したメールアドレスに送信します。

※1月15日（木）までに届かない場合は、迷惑メールBOX等をご確認の上、人事課人事係へ問い合わせてください。

### 【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者